

【議案第 65 号】

浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について

議員名	反対理由
川上 幾雄	<p>単独部局による査定が可能であったが、条例改正により内部牽制機能が低下する。このことは、不適正な経理処理が生じる可能性があるため反対する。</p>
澁谷 幹雄	<p>この条例は、平成 31 年 4 月の組織機構の見直しにより、部の廃止及び所掌事務の変更を行うため、所要の改正を行うもの、となっています。「当市の行政規模に見合った適正で効率的な組織体制の構築を図るため、平成 31 年 4 月は、組織のスリム化を主眼とした機構改革」であるとの説明を受けました。</p> <p>当然、組織を有効に運営するために、また時代の状況や要請に応じた組織に変更することは、「最少の経費で最大の効果」をあげよという自治法の本旨にかなった、当然なされることである、と考えます。</p> <p>しかしながら、今回の浜田市の変更、とりわけ、財務部の廃止は、極めて奇妙なものです。何が奇妙かと云えば、これまで財務部に所管されていた「財政課」と「契約管理課」を総務部に移し、「税務課」と「資産税課」を市民生活部に移すというものだからです。</p> <p>ようするに、入りと出、すなわち、歳入部門と歳出部門を、別々の総務部と市民生活部に分けるなど、耳を疑うような信じられないことでもあります。財政課を総務部に移すのであれば、税務課も、総務部に移すべきではありませんか？</p> <p>これまで、財務部は、浜田市にあって、孤軍奮闘してきた部署であります。すなわち、公債費比率や起債制限比率、実質公債費比率の悪化で、日本全国の自治体でワースト 5 にランクインしながら、一方、石見地方の中核都市としてのまちづくりをしなければならないという責任の両方を負い、中期財政計画においては、「推定 A」と「推定 B」、「自然体」と「改善策実現後」、などという一見わけのわからない、言葉の裏技を駆使し、合併算定替えと膨張し続ける財政支出の中で、財</p>

務部は、絶えず炭鉱のカナリヤの如く、浜田市に警鐘をならしてきました。

たとえば、去年は、改善策として、「事務事業調査の結果に基づき職員数を削減、7年間で8億5千万円の人件費の削減」を提案し、「公共施設の整理統合の前倒し実施により5年間で2億6千万円の物件費の削減が可能」との提案があったところです。

本年の中期財政計画には、「今後も持続可能な財政体質を実現・維持していくためには、公共施設再配置計画で示した公共施設の3割削減は当然のことながら、人口減少に即した体制作りと事業のスクラップ&ビルドの推進等不断の努力による行財政改革に真摯に取り組んでいくことが必要であり、行財政改革の取組を加速することにより将来に責任ある持続可能な財政運営を実現し、将来世代に対してより良い浜田市を引き継がなければならない」との、崇高にして的確な指摘もなされているところです。

少なくともこのような指摘が、可能であるのは、財務部が部として、凜とした誇りを保ち、自主独立しているからにほかなりません。ある意味、これらの指摘は、その指摘を有効に活用されているかは別として、監査委員の指摘以上に、内部統制による組織の活性化には重要である、と言えるであります。

また、忘れてはならないのは、財務部は「企画財政部」時代からの発想力をいかし、ふるさと寄附を全国で真っ先に取り組んだ部署であり、その先見性が、現在でも毎年10億円以上の寄付金を集めるという仕組みと成果を創出し、浜田市に巨大な恩恵をもたらしているという事実、浜田市における最も偉大な部署であるという点です。

その輝かしい伝統と実績のある部署を、スリム化という安易な手法で、なくしていいのでしょうか？

また、松江市と出雲市を除いて、県内他市で財務部が独立している市はない、との説明がありました。一般会計400億円規模の浜田市は、松江市と出雲市に準じる規模であるにもか

かわらず、財務部を廃止したうえに、財政課と税務課という、入りと出の課を総務部と市民生活部にわけるということで、スリム化という美名のために、反対に大きな混迷が起こりはしないかという危惧が、払拭されません。

すなわち、これは組織機構図の改善ではなく、改悪なのではないでしょうか？

また、総務部が人事と財政を握ることの弊害が生まれることを、私は危惧します。島根県では、政策企画局という部局が、総務部の権力の集中を調整していますが、浜田市は総務部を監視するための内部統制機能は、どのようなことになるのか、今の組織変更では極めて不明瞭であります。

今回の組織変更が、スリム化による指示命令系統の効率化を発揮する以上に、浜田市の組織マネジメントの問題点が具現化し、さらに、混迷を深め、効率化するどころか、ますます問題点が噴出する恐れがあるだけでなく、ゆくゆく徴収率の低下や不能欠損の増加など、信頼と公平の喪失をもたらし、浜田市の行政経営に大きな問題を発生させる危険をはらんでいると考えるものであり、よって、私はこの条例に反対いたします。

【議案第 66 号】

浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議員名	反対理由
西村 健	自己情報コントロール権を侵害する個人番号の地方自治による利用範囲を拡大する条例改正であるため。

【議案第 69 号】

浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について

議員名	反対理由
道下 文男	利用者が少ないというが、アンケートも取ってないし、まずは利用者が多くなるよう、工夫をすべきでありそれから再検討すべき

【議案第 70 号】

浜田市石央文化ホール条例の一部を改正する条例について

議員名	反対理由
道下 文男	職員の休みが無いというが、まずは職員を補充し、市民の利用促進を図ることが先決である。